

入札説明書 海老名市の入札制度等について

※特に記載する場合を除いて、「入札金額」及び「予定価格」は税抜、「契約金額」「設計金額」は税込として記載します。

1 最低制限価格制度

「物品」を除くすべての入札案件で、最低制限価格制度を実施します。

(予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。)

最低制限価格(税抜)未満の金額での入札は失格となります。

最低制限価格(税抜)は、原則として次のいずれかの方法で決定します。

(1) 適用範囲及び決定方法

(ア) 事前算定型(事前に算定し、開札直前にシステム登録する方式)

「工事」(第1区分及び第2区分で発注するもの)で適用します。

最低制限価格の範囲は、予定価格の75%以上92%以下とし、次の項目を合計した金額をもとに、計算結果を補正し決定します。

① 直接工事費×0.97

② 共通仮設費×0.9

③ 現場管理費×0.9

④ 一般管理費×0.68

最低制限価格 = (①+②+③+④) × α 【※1万円未満切捨て】

算定式の「α」は、無作為に抽出した乱数を係数として使用します。

係数αは「1.0000」から「1.0050」までで無作為に抽出した数です。

※上記計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定します。

※単価契約及び上記算定式が適用できない案件ほか特別な理由があるときは(イ)を適用します。

※開札時有効入札(予定価格以下)が3者以下の場合は、最低制限価格を適用しません。

(イ) 開札後算定型(入札金額の平均をもとに開札後に算定する方式)

(ア) 以外の案件で適用します。「物品」として入札を執行する案件を除く)

開札時有効入札(予定価格以下の入札であり、開札時において失格、無効又は辞退等に該当しない入札)の平均金額をもとに、必要な補正を行い決定します。

(算定式1)

開札時有効入札の平均金額 × 0.85 (1万円未満切捨)

ただし、「工事」として入札を執行する案件については、開札時有効入札の半数超が、予定価格の70%以上である場合には、予定価格の70%未満の入札は、平均金額の算定から除き、「コンサル・一般委託」として入札を執行する案件については、開札時有効入札の半数超が、予定価格の50%以上である場合には、予定価格の50%未満の入札は、平均金額の算定から除きます。

(算定式2)

予定価格の70%以上(又は50%以上)の開札時有効入札の平均金額 × 0.85
(1万円未満切捨)

なお、開札後算定型により最低制限価格を決定する案件については、次のいずれかに該当した場合は、最低制限価格を適用しません。

- ① 開札時有効入札が 4 者以下である場合
- ② すべての入札金額が、予定価格の 85%以上である場合

(2) 入札に関する疑義申立手続きについて

事前算定型により最低制限価格を定める入札案件について、疑義申立を受け付けるものとし
ます。詳細は、入札説明書「工事の入札における開札後の疑義申立について」を確認してください。

2 低入札の対応について

最低入札者の入札金額が調査基準価格未満となる場合、低入札履行確認調査を実施します。
調査において適正な履行が可能であると判断できない場合は、失格又は無効とします。
最低制限価格以上の金額で入札し、最低入札者となった場合でも同様に扱います。
ただし、予定価格（税込）100 万円以下の案件は除きます。

○調査基準価格：予定価格の 50%（工事は 70%）

※低入札時の取り扱いは次のとおりです。

低入札履行確認調査	最低入札者の入札金額が調査基準価格未満である場合は、低入札履行確認調査を実施しますので、次の書類を提出してください <u>「低入札案件における履行確認及び契約手続きに関する調書」</u> 提出期限 （1）FAX 提出：落札候補者又は最低入札者であることをシステムで通知した日の 17 時まで （2）原本提出：（1）の翌開庁日の指定時刻に持参してください。なお、このときヒアリングを実施します。
技術者の配置について	○工事 （1）主任（監理）技術者と現場代理人は兼務できません。それぞれ別に定めてください。 ※前年度の工事評定平均が「B（75 点）」以上である場合は除きます。 （2）海老名市の他の入札案件との兼任配置はできません。 （技術者等の兼任制限が解除されている場合でも不可） ○一般委託・コンサル ほかに 海老名市の他の入札案件との兼任配置はできません。 ※技術者等とは ・ ・ ・ ○委託・コンサル ： 業務主任者 、 管理技術者 ○工 事 ： 現場代理人 、 主任（監理）技術者
及び契約保証金 及び違約金	契約金額の 30%以上 。契約保証金については、次のいずれかの手続きが必要です。（単価契約を除く） （1）金融機関又は保証事業会社の保証 （2）公共工事履行保証証券による保証 （履行ボンド） （3）履行保証保険契約の締結 （定額てん補） <u>※現金納付及び実績による免除はありません。</u>

前払金	工事の場合：契約金額の 20%以内 委託・コンサルの場合：契約金額の 15%以内 ※海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りです。 ※いずれの場合も、上限金額は 5,000 万円以下とします。 ※工事については、中間前払金の支払いはありません。
その他	工事成績評定（完成時検査）の結果が 6 5 点未満の場合、海老名市競争入札参加停止等措置要綱に基づき、入札参加資格を停止します。 なお、停止期間については、要綱第 4 条第 2 号に基づき 2 倍の期間とします。

3 発注区分等について

(1) 工事

発注区分 ※ 1	工事（土木一式）		工事（土木一式以外）及び製造の請負	
	設計金額	経審 ※2	設計金額	経審 ※2
第 1 区分	2 千万円未満	700 点未満	6 千万円未満	—
	2 千万円以上 6 千万円未満	—		
	6 千万円以上 9 千万円未満	550 点以上	6 千万円以上 9 千万円未満	500 点以上
	9 千万円以上 1 億 5 千万円未満	650 点以上		
	1 億 5 千万円以上 2 億円未満	700 点以上		
第 2 区分	2 億円以上 2 億 5 千万円未満	700 点以上	9 千万円以上 1 億 5 千万円未満	700 点以上
第 3 区分	2 億 5 千万円以上 3 億円未満	800 点以上	1 億 5 千万円以上 2 億 5 千万円未満	700 点以上
第 4 区分	3 億円以上	900 点以上	2 億 5 千万円以上 3 億円未満	800 点以上
			3 億円以上	900 点以上

(2) コンサル・一般委託・物品

発注区分 ※ 1	設計金額
第 1 区分	3 千万円未満
第 2 区分	3 千万円以上 5 千万円未満
第 3 区分	5 千万円以上 6 千万円未満
第 4 区分	6 千万円以上

※ 1 発注区分とは、所在地等による分類となります。
詳細は入札公告に記載しますので、ご確認ください。

※ 2 経審は最新の評価点で判断します。

○発注区分の拡大について

次のいずれかに該当する場合は、上記の規定にかかわらず、発注区分を拡大します。

- ① 一定期間の参加者又は有効入札の平均が5者を下回る場合
- ② 一定期間の落札率がおおむね92%を超える場合
- ③ 過去に実施した入札と契約目的及び履行内容の大部分が同じ入札を執行する場合、前回の入札の落札者が属する発注区分が上記の表(1)、(2)に規定する設計金額に応じた発注区分以外の場合
- ④ このほか、恒常的に参加者が少ない場合や、工法・業務内容が特殊などの理由で対象業者が少ない場合など、競争性が確保できないと判断できる場合

4 同日開札の落札件数制限等について

同日に開札する第1区分及び第2区分の案件について、落札者となることのできる件数を、業種(工事・コンサル・一般委託)ごとに下記のとおりとします。

ただし、開札時有効入札が4者以下である場合には適用しません。開札時有効入札数は保留通知に記載します。

(1) 工事

工事業種については以下のとおりとします。

基本数を1件とし、災害時応援協定1件、工事成績優良1件を加算して上限3件とします。

(工事成績優良：前年度工事成績評価の平均が「B」(75点)以上である場合)

【算定例】

工事・・・基本1件、災害応援協定1件、工事成績優良1件

- | | | |
|--------------------------|---|-----------|
| ① 基本1件 | = | <u>1件</u> |
| ② 基本1件+災害応援協定1件 | = | <u>2件</u> |
| ③ 基本1件+工事成績優良1件 | = | <u>2件</u> |
| ④ 基本1件+災害応援協定1件+工事成績優良1件 | = | <u>3件</u> |

(2) コンサル・一般委託

同日開札の落札件数 業種ごとに上限2件

(3) 物品 落札件数制限は対象外

5 技術者等の兼任制限について

※技術者等とは次のとおりです。

工 事	主任(監理)技術者	現場代理人
コンサル 一般委託	管理技術者	業務主任者

(1) 工事請負(単価契約、修理請負は(2)に含む)

案件ごとに専任で配置してください。同日開札の案件については、業種にかかわらず、技術者等の複数案件への配置はできません。

(ただし、開札日が異なる場合は取り扱いが異なる場合があります。詳細は「6 主任技術者・現場代理人の他現場との兼任について(工事)」を参照してください。)

(2) コンサル・一般委託 ほか 工事請負以外の業種について

同日開札の案件については、業種にかかわらず、技術者等の複数案件への配置はできません。

ただし、開札時有効入札が4者以下である場合には適用しません。開札時有効入札数は、保留通知に記載します。※) この規定は(1) 工事請負には適用されません。

6 主任技術者・現場代理人の他現場との兼任について（工事）

主任技術者及び現場代理人は、工事ごとの専任配置とし、他の工事との兼任配置は不可とします。

ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合は、各工事の契約金額 **4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）** 未満に限り、他現場（海老名市又は神奈川県等（施工場所が海老名市内に限ります。））の発注する入札案件に限り、との兼任配置を可とします。

（現場代理人については2件まで。なお、現場が稼働している時の現場代理人の現場常駐義務は緩和しません。）

①前年度工事成績評価の平均が「B」（75点）以上である場合

②海老名市と災害協定を締結している者である場合（締結団体の構成員である場合を含む。）

7 営業所の専任技術者の主任技術者としての配置について

営業所及び工事現場が共に市内に所在する場合に限り、**4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）** 未満の工事1件について主任技術者としての配置を認めます。（現場代理人としての配置は不可）

8 主任（監理）技術者及び現場代理人の配置について（工事）

配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は、落札決定日を基準として雇用後3箇月以上経過した者であること、開札日の翌開庁日現在において他工事で現場代理人や配置技術者として配置されていないことを確認できることを要件とします。（ただし、兼任制限の解除要件に該当している場合を除く。）

配置に際しては、次の書類で資格・雇用等を確認します。なお、監理技術者資格を有する場合は資格者証及び講習修了証のみで可とします。

(1) 主任技術者の資格を証する書類の写し

(2) 雇用の事実を証する書類の写し（次のいずれかで確認）

※コンサル・一般委託についても、準用します。

○雇用証明書

○住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し

※特別徴収を行っていない場合、給与台帳等給与の支払状況を確認できる書類の写し

○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

○監理技術者証の写し（業種が工事の場合）

○建設国保組合の場合は加入証明書の写し（市区町村国保は含みません。）

○登記事項に記載のある者は該当箇所及び常勤であることが確認できる書類

(3) 実務経験を証する書類（実務経験者を主任技術者とする場合）

実務経験に基づき配置する場合は、次のいずれかの要件が確認できる書類が必要です。

○海老名市の工事において、主任技術者として配置されたことのある者
(本市との契約書類及び現場代理人等選任届の写し)

○他工事における、主任技術者としての工事实績が確認できる者
(コリンズ等における登録の確認が可能な書類)

○建設業法における営業所の専任技術者(過去において従事した場合を含む)
(専任技術者証明書)

なお、専任技術者の配置に関する建設業法の取り扱いについては、許可官庁に確認をすること。

※内容について、配置技術者調書(海老名市ホームページ参照)で必ずご確認ください。

9 主任(監理)技術者の専任期間

主任(監理)技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から工事完成届を本市が受理した日までとなります。

専任を要しない期間については、

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場への立入調査や施工計画の立案、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

② 工事を全面的に一時中止している期間

③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

※なお専任を要しない期間は、設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている必要があります。

10 主任(監理)技術者及び現場代理人の途中交代

主任(監理)技術者及び現場代理人の途中交代は原則、次の場合を除き認められません。

- ・死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・工事工程上技術者の交代が合理的な場合

やむを得ず交代する場合、受注者は、理由が確認できる書類を提出し、監督員(担当課)と事前に協議を行って下さい。その後、請負工事現場代理人等選任変更届を提出して下さい。

11 配置技術者の専任特例について

「配置技術者等及び営業所技術者等の専任義務の緩和措置について」をご確認ください。

12 入札参加者の社会保険加入について

工事の案件について、社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て)の加入を入札参加資格とします。

社会保険の加入状況は、入札参加申請時に提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(経営事項審査)の写しの記載によって確認します。ただし、有効期限内の経営事項審査の通知書を一度提出していれば、有効期限内での提出は不要とします。

1 3 入札金額内訳書の提出について

工事（単価契約は除く）の案件について、入札時（紙入札の場合は紙入札提出時）に入札金額内訳書の提出を義務付けます。入札金額内訳書に記載された金額と入札金額が一致しない入札書は無効とし、開札時有効入札に含めません。また、入札者が入札金額内訳書の提出をしないときは、当該入札者を失格とします。

1 4 その他

- （１）総合評価方式による入札、社会貢献事業者・優良工事事業者を対象とした入札を執行する場合には、入札公告によりお知らせします。
- （２）建設業法第２７条の２３の規定に基づき、公共工事の入札に参加しようとする者は、経営事項審査の評価を受けていることが必要です。